

**「臨時窓口（各区役所・支所内に設置）における個人市民税・府民税の申告等に伴う業務委託」
に関する公募型プロポーザルの質問及び回答について**

No.	質問	回答	回答日
1	統括管理責任者は非常駐でもよいという認識で よいか。 【仕様書 P3_7(1)人員の配置等】	履行場所（区役所・支所内に設置する臨時窓口）に常駐する必要はありません。ただし、委託業務全般の責任者として、業務を円滑に遂行できるよう、履行場所まで速やかに到着できる体制であることが必要です。	10月18日
2	①「臨時窓口における市民税・府民税申告書の受付・点検業務」・②「臨時窓口における確定申告書の仮收受等業務」それぞれの業務にかかる平均時間を教示いただきたい。	①受付：約15分/件、点検：約10分/件を想定しています。なお、申告内容や来庁者の記載状況によって異なります。 ②約5分/件を想定しています。	10月18日
3	他自治体にて類似業務の仕様書には「市民税について深い知識を有するもの」と記載がある場合がある。本業務の難易度としては受託後の習得では困難な難易度か。	本市が提供する基本マニュアルに基づき、事業者においてもマニュアル作成、研修を行うこととしていること、類似業務を受託し、適切に実施した実績を要件として求めていますので、受託後の十分な事前準備があれば、対応可能と想定しています。	10月18日
4	ア 市が実施する従事者への事前研修の日程はいつ頃か。日数・所要時間に定めはあるか。 【仕様書 P4_7(4)従事者への研修】	所要時間は半日程度を想定していますが、実施日程については、受託候補者様と調整をさせていただきます。	10月18日